

許認可等の内容	占用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市道路占用料徴収条例第5条		
担当課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
<p>占用料の減免は、条例第5条の規定に該当するかどうかについて審査し、決定するが、具体的には次のとおりとする。</p> <p>1 占用料の免除を行う物件</p> <p>(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のうち、道路が無償で鉄道等の敷地を使用する場合</p> <p>(2) 公職選挙法による選挙運動のために使用する立札及び看板の類</p> <p>(3) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱（支線及び支線柱を含む。）</p> <p>(4) 公共的団体が設ける有線放送柱、架空の道路縦横断線及び各戸引込線</p> <p>(5) 電気事業者又は第一種電気通信事業者が設ける架空の道路縦断電線及び各戸引込線</p> <p>(6) 公共的団体が設ける水道管及び下水道管（ただし、公共の用に供するものに限る。）</p> <p>(7) ガス、電気、第一種電気通信事業者、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管</p> <p>(8) 塩及び郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（一店舗一個に限る。）</p> <p>(9) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設</p> <p>(10) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件</p> <p>(11) 堤防、護岸、鉄道その他公共の用に供する工作物又は施設と相互に効用を兼ねる道路（道路管理者の取得している権原が占用又は使用貸借である場合に限る。）における占用物件で他の工作物若しくは施設の管理者が占用料の徴収を行う物件。ただし、管理協定が成立している場合は、当該協定による。</p> <p>(12) 敷地内の污水又は雨水を排水するため排水施設を設けるとき。</p> <p>(13) バス停留所の上屋</p> <p>(14) アーケード（仮設日よけを除く。）</p> <p>(15) 灯籠、石碑その他これに類する工作物で慣行的なもの。</p> <p>(16) 前各号に掲げる物件のほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件</p> <p>2 占用料の減額を行う物件及び減額後の占用料</p>			
<p>占用料を減額することができる物件の種類</p> <p>(1) 電線類を地中化した場合 ア 既存の架空線を撤去し、地下埋設し、占用許可を行った物件 イ 電線類が上空に設置されていない道路において地下埋設し、占用許可を行った物件</p>		<p>減額後の占用料</p> <p>条例で定める額の1/9</p>	
<p>変更日 平成15年6月18日 変更日 平成19年10月1日 変更日 平成23年4月1日</p>			

都市5-2

許認可等の内容	既納占用料の還付		
根拠法令及び条項	鳥取市道路占用料徴収条例第8条ただし書		
担 当 課	道路課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
<p>1 既納占用料の還付は、条例第8条ただし書の規定により、道路法第71条第2項の規定により道路占用の許可を取り消したときに行うことができることとされている。具体的には、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合に個別の事情を考慮して還付の適否を決定することとする。</p> <p>2 還付する割合は、許可の取消しを行った日の属する月の翌月分からとする。</p>			